



## 改正施行目前！ 4月以降の労働者募集に関する注意点

### ◆募集時等に明示すべき労働条件が追加されます

令和6年4月より、労働契約の締結時や有期労働契約の更新時に明示すべき労働条件として、「就業場所」「業務の変更の範囲」が追加される等の改正が施行されます。既に、この改正に対応した労働条件通知書等のフォーマットが厚生労働省ホームページで示されています。

この明示すべき労働条件の追加は、求人者の申込みの際に明示しなければならない労働条件としても追加されますので、注意が必要です。

### ◆追加される明示事項は？

具体的には「就業場所」として、「雇入れ直後」のものと「変更の範囲」を求人広告等に記載することとなります。「業務の変更の範囲」についても同様です。

さらに、有期労働契約を締結する場合には「有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項」（通算期間または更新回数の上限を含む）も明示しなければなりません。

### ◆「変更の範囲」はどこまで想定して書けばよい？

特に正社員の場合、契約期間が長くなるため、営業所や部署が新設される可能性などを考慮するときがありませんが、厚生労働省のQ&Aでは「募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません」とされています。

### ◆スペースに書ききれない場合はどうする？

求人広告などの限られたスペース内に書き入れない場合は、「詳細は面談時にお伝えします」などとしておき、一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

【厚生労働省「令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604ant eisokukaisei1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604ant eisokukaisei1.html)

## ☆☆☆フォルテ労務より☆☆☆

今年の初めはビックリしましたね。元旦から大きな地震が来るなんて想像したでしょうか？いつでも地震は突然やってきますが、北陸、特に石川県の皆様の大変な状況を思うと心が痛みます。自分自身が遠く離れているところからで復旧のお手伝いができるわけではなく、せめてもの義援金くらいです。一刻も早く復旧して安心した生活ができるように祈っています。

こういった中で今年1年がスタートしましたが、本年もよろしくお願い致します。

最近読んだ本（楽しく読めました）→

↓御前崎の日の出（2024.1.1）

